令和元年10月～

特別養護老人ホーム　アンブル宝町　利用料金表

介護サービス費（1単位＝ 10.9 円）		負担限度額	食費(日額)	居住費(日額)	30日あたりの合計		
					1割負担	2割負担	3割負担
要介護1 638 単位	＋ 各種加算 (詳細は裏面をご覧ください)	第4段階	1,700 円	2,700 円	158,570 円	185,140 円	211,710 円
		第3段階	650 円	1,310 円	85,370 円		
		第2段階	390 円	820 円	62,870 円		
		第1段階	300 円	820 円	60,170 円		
要介護2 705 単位		第4段階	1,700 円	2,700 円	160,993 円	189,986 円	218,979 円
		第3段階	650 円	1,310 円	87,793 円		
		第2段階	390 円	820 円	65,293 円		
		第1段階	300 円	820 円	62,593 円		
要介護3 778 単位		第4段階	1,700 円	2,700 円	163,634 円	195,268 円	226,902 円
		第3段階	650 円	1,310 円	90,434 円		
		第2段階	390 円	820 円	67,934 円		
		第1段階	300 円	820 円	65,234 円		
要介護4 846 単位		第4段階	1,700 円	2,700 円	166,092 円	200,184 円	234,276 円
		第3段階	650 円	1,310 円	92,892 円		
		第2段階	390 円	820 円	70,392 円		
		第1段階	300 円	820 円	67,692 円		
要介護5 913 単位		第4段階	1,700 円	2,700 円	168,516 円	205,032 円	241,548 円
		第3段階	650 円	1,310 円	95,316 円		
		第2段階	390 円	820 円	72,816 円		
		第1段階	300 円	820 円	70,116 円		

※表示の金額は目安となります。端数の計算や加算の有無により増減する場合がございます。また、法令改正や経済情勢により料金が変更となる場合がございます。

※食費は一食以上提供した場合に日額を計上致します。

※第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市区町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

加算項目		単位数	算定単位
看護体制加算Ⅰ2	常勤の看護師を1名以上配置している場合。	4 単位	1日あたり
看護体制加算Ⅱ2	看護師を定められた基準以上配置し、施設又は病院等の看護職員による24時間の連絡体制を確保している場合。	8 単位	
夜勤職員配置加算Ⅱ2	夜勤を行う介護・看護職員を最低基準を上回って配置している場合。	18 単位	
個別機能訓練加算	常勤かつ専従の理学療法士等の配置など定められた要件を満たし、計画書を元に利用者に合わせた個別機能訓練を行っている場合。	12 単位	
栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士を配置し、入所者ごとの栄養ケア計画を作成して栄養管理を行っている場合。	14 単位	
初期加算	入所直後は施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所した日から起算して30日間、または30日を超える長期入院の退院後30日間算定。	30 単位	
サービス提供体制加算Ⅰ1	サービス提供体制を強化して基準を満たし届出を行っている場合。	18 単位	
サービス提供体制加算Ⅰ2		12 単位	
サービス提供体制加算Ⅱ		6 単位	
サービス提供体制加算Ⅲ		6 単位	
口腔衛生管理体制加算	口腔ケア・マネジメントに係る助言や指導を歯科医師等から受けて、口腔ケアの質を向上させる体制を整えている場合。	30 単位	1月あたり
褥瘡マネジメント加算	褥瘡の発生リスクについて3か月に1回以上の評価、計画書の作成・見直しを実施した場合。（3ヵ月に1回を限度）	10 単位	
排せつ支援加算	通常の介護に加えて特別な支援を行うことで排泄に関する介助量が軽減出来る見込みがあると医師等が判断した方に対し多職種で協働して支援を行った場合。（6ヶ月を限度）	100 単位	
処遇改善加算Ⅰ	総単位数の83/1000を加算		
特定処遇改善加算Ⅱ	総単位数の23/1000を加算		
外泊時費用	外泊・入院初日と最終日を除いた、外泊・入院中の基本利用料（月に6日を限度、月をまたいで連続して外泊・入院された場合は最長12日間）	246 単位	1日あたり
看取り介護加算Ⅰ1	看取りケアを行った場合、亡くなった日からさかのぼって30日前～4日前まで算定。	144 単位	
看取り介護加算Ⅰ2	看取りケアを行った場合、亡くなった日の前日及び前々日に算定。	680 単位	
看取り介護加算Ⅰ3	看取りケアを行った場合、亡くなった当日に算定。	1280 単位	